わたSHIGA輝く国スポ 野洲市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下、「国スポ」という。) において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する競技役員、競技補助員等の識別用品整備について必要な事項を定める。

2 整備項目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

- (1) ADカード (カードケースを含む)
- (2)服飾品(ベスト、帽子等をいう。)
- (3) その他国スポの運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。ただし、競技又は配布対象者によっては、 簡素・効率化を考慮し、一部整備品目のみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者
- (7) 視察員、報道員
- (8) その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会(以下「市実行委員会」という。) が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会で指定するものとし、国スポに従事する競技役員、 競技補助員等の識別を図ることができるものとする。ただし、競技団体が識別用品を整備する場合の デザインについてはこの限りではない。

6 競技共催市との協議による整備

他市と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市と協議のうえ定める。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。